

無償資金協力ガイドライン
(日本の一般プロジェクト無償資金協力及び
水産無償資金協力にかかるガイドライン)

和文仮訳

2000

国際協力事業団

目次

第1部 基本原則	
1 適用	1
2 関係者	1
3 報告義務	2
4 プロジェクトの変更	2
第2部 コンサルタント利用のガイドライン	
1 総論	
(1) コンサルタント	3
(2) 適格性	3
(3) 推薦	3
(4) コンサルティングサービスのための契約	3
2 契約の認証	
(1) 総論	3
(2) E / Nへの言及	4
(3) 履行期間	4
(4) 契約価格	4
(5) 契約の認証	4
(6) 支払方法	4
(7) 修正	4
第3部 生産物と役務の調達ガイドライン	
1 総論	
(1) 契約業者	6
(2) 調達適格国	6
2 調達手続	
(1) 調達	6
(1-1) 一般競争入札	6
(1-2) 一般競争入札以外の調達方法	6
(2) 契約の形式	7
(3) 契約の規模	7
(4) 入札の事前資格審査	7
(5) 公告	8
(6) 言語	8
3 入札図書	
(1) 総論	8
(2) 入札図書の明確性	9
(3) 入札の価格と通貨	9

(4) 入札保証金	9
(5) 入札評価の方法	10
(6) 契約条件	10
(6 - 1) 支払い条件	10
(6 - 2) 保証	10
(6 - 3) 履行保証金	10
(6 - 4) 不可抗力	10
(6 - 5) 紛争の解決	11
(7) 仕様書	11
(7 - 1) 明確性	11
(7 - 2) 商標	11
(7 - 3) 規格	11
4 開札、入札評価及びアワード	
(1) 応札準備期間	11
(2) 開札手続	12
(3) 入札の補足説明と変更	12
(4) 手続の非公開	12
(5) 入札審査	12
(6) 入札評価	12
(7) 評価報告書	13
(8) 入札の失格	13
(9) アワード	13
5 契約及び認証	
(1) 総論	13
(2) E / Nへの言及	13
(3) 業務内容	14
(4) 履行期間	14
(5) 契約価格	14
(6) 契約の認証	14
(7) 支払方法	14
(8) 被援助国の責任と義務	14
(9) 修正	14

第1部 基本原則

1 適用

本ガイドラインは、被援助国政府（以下2.(2)で定義される「被援助国」という）と日本国政府との間で、交換公文（以下「E/N」という）で合意された開発プロジェクト（以下「プロジェクト」という）において、生産物及び役務を日本の贈与（以下「贈与」という）を使用して調達するにあたり、被援助国が従うべき一般規則を定めたものである。

本ガイドラインは一般プロジェクト無償資金協力と水産無償資金協力（以下「無償資金協力」という）に分類されるタイプの贈与に適用され、1991年に発行された、以前の「日本の贈与における調達ガイドライン」に置き換わるものである。本ガイドラインは、他のタイプの日本の無償資金協力には適用されない。

2 関係者

本ガイドラインにおいては、無償資金協力とは、特定のプロジェクトの実施に必要な生産物と役務の調達のために支出される資金を、日本国政府が被援助国に供与する一連の手続きを意味する。手続きの関係者として、日本国政府はE/Nの規定に則って贈与を供与し、被援助国は贈与を使用しプロジェクトを実施する。無償資金協力における調達に関連する、国際協力事業団（以下「JICA」という）、コンサルタント及び契約業者を含む関係者の役割は次のように理解される。

- (1) 日本国政府はプロジェクトのための贈与の供与者である。贈与の原資は日本国民からの税収であることから、日本国政府は、プロジェクトのための贈与の適正かつ効果的な使用にかかる説明責任を確保すべく、真剣な注意を払う。
- (2) 被援助国は贈与の受取者であり、プロジェクトの実施に責任を有する。施主もしくは買主として被援助国は、日本国政府から供与される贈与を使用してプロジェクトに必要な生産物及び役務の調達を実施する。
- (3) JICA は、プロジェクトの適正な実施の促進を目的とした必要業務に対して責任を有する機関として、日本国政府により指定された公的機関である。
- (4) コンサルタントは、プロジェクトの設計、入札及び調達監理に関連して被援助国に役務を提供する企業である。被援助国との契約に則り、

コンサルタントは被援助国に役務を提供する。

- (5) 契約業者は、被援助国との契約に則りプロジェクトに必要な生産物及び役務を供給する企業である。

3 報告義務

被援助国は、JICAを通じ、日本国政府に対しプロジェクト実施の進捗に関する書面での報告を提出する。報告は下記の段階を網羅し、各段階の完了後直ちに提出されなければならない。報告手続きの詳細はJICAが被援助国に通知する。

- (1) 入札図書の作成 (入札案内、事前資格審査書類及び詳細設計に係る報告書がある場合にはそれらを含む)
- (2) 入札評価
- (3) 契約書類の作成
- (4) 竣工検査
- (5) 瑕疵検査

4 プロジェクトの変更

贈与は、E/N署名に先立って両国政府の間でその基本設計が確認されたプロジェクトに必要な生産物及び役務の調達のためにのみ、使用されなければならない。したがって、JICAによって被援助国のために作成、提出された基本設計報告書の記載事項に基づきプロジェクトを実施することが被援助国の義務である。しかしながら、もし予期せぬ事情により以下に例示されているようなプロジェクトの変更が必要となった場合には、被援助国はコンサルタントを介し、日本国政府による事前の承認を、JICAを通じて得なければならない。プロジェクトの変更の手続きの詳細はJICAによって通知される。

- (1) 建物あるいは施設の明らかな外観の変更
- (2) プロジェクトサイトの変更
- (3) 建物あるいは施設の主要な構造及び/または強度の変更
- (4) 建物あるいは施設の規模の変更、または船舶のトン数の変更
- (5) 主要機材の規格または数量の変更
- (6) 認証済契約の修正が必要となる変更
- (7) 日本国政府あるいはJICA が報告が必要と認めるその他の変更

第2部 コンサルタント利用のガイドライン

1 総論

(1) コンサルタント

被援助国はプロジェクトの設計、入札および調達監理に関し、コンサルティングサービスのための契約を締結する。

(2) 適格性

E / Nに則り、コンサルタントは日本の自然人、または日本の自然人によって支配される日本の法人でなければならない。

(3) 推薦

コンサルタントはJICAによって選定され、プロジェクト毎に被援助国に推薦される。推薦は、プロジェクトの基本設計からの技術的一貫性を確保することによってプロジェクトの実施を促進するためのものである。

(4) コンサルティングサービスのための契約

コンサルタントは、被援助国に対し、十分な勤勉さと適切な技術的判断をもって役務を提供しなければならない。コンサルタントにより提供されるコンサルティングサービスの範囲は、次のものを含む。

- 1) プロジェクトの詳細設計調査を実施すること。
- 2) 公正で適正な調達の実施について被援助国を支援すること。
- 3) 被援助国に代わり契約業者に対し適切な監理と指導を行うこと。
- 4) 検査機関に委託された船荷検査を含むプロジェクト実施を通じての生産物及び役務に関する検査を実施すること。
- 5) 完了段階及び保証期間満了時における検査を実施すること。

2 契約の認証

(1) 総論

被援助国とコンサルタントとの間で締結された契約は、日本国政府の認証後にのみ発効する。2通の同一内容文書で作成された契約書は、審査のため被援助国よりコンサルタントを通じ JICA に提出されなければならない。この認証前の過程を通じ、JICA は契約が贈与による資金供与に適格であることを確認する。JICA による認証前審査後、日本国政府はE / Nに則り契約

を認証する。

(2) E / Nへの言及

契約は、E / Nについて次のように言及することとする。「日本国政府は(プロジェクト名)に関し、両国政府間で(日、月、年)に署名されたE / Nに則り(被援助国名)政府に贈与を実施する。」

(3) 履行期間

契約はコンサルティングサービスの提供の期間を明記しなければならない。この期間はE / N(あるいは期間延長を目的として交換された口上書)に規定された贈与の有効期間を越えてはならない。

(4) 契約価格

契約価格の総額は、E / Nに規定されている贈与の金額を越えてはならない。契約価格は、文字及び数字を用いて日本円で正確に、かつ誤りなく表示されなければならない。文字による価格と数字のそれに差異のある場合には、文字による価格が正当とみなされる。

(5) 契約の認証

締結された契約は、E / Nの規定に則り日本国政府の認証後にのみ発効する旨明記しなければならない。契約の認証に先立ち、JICA は契約が贈与による資金供与に適格であるかどうかを確認する。

(6) 支払方法

被援助国は、認証済契約に則り支払を行うため、E / N署名後直ちに日本の銀行と銀行取極(B / A)を締結しなければならない。契約には、E / Nに則り「支払は(被援助国名)政府あるいはその指定する機関によって発行された支払授權書(A / P)を受けて、日本の銀行を通じて日本円で行われる」旨述べた条項がなければならない。支払は、日本国政府の定める規準により行われる。

(7) 修正

契約に修正が必要な場合には、認証日と認証番号により同定される、その時点で効力を持つ契約についての修正契約の形で行われなければならない。修正契約は次の点を明記していなければならない。

- 1) 修正される条項を除いたすべての条項は変わらないこと。
- 2) 修正契約は、日本国政府の認証後にのみ発効すること。

第3部 生産物と役務の調達ガイドライン

1 総論

(1) 契約業者

契約業者は、贈与における生産物及び役務の調達を適正に実行できる日本人でなければならない。

(2) 調達適格国

無償資金協力により調達適格とされる生産物は、E/Nにおいてその範囲が規定されている適格国において生産されたものでなければならない。日本または被援助国以外の国からの調達は、E/Nに則り、日本国政府の事前の同意をもって行われうる。

2 調達手続

(1) 調達

(1-1) 一般競争入札

贈与は、経済性および効率性ととともに、生産物及び役務の提供に適格な入札者間で不公平がないことに関し、然るべき注意がなされて使用されなければならない。一般競争入札は、このような原則を満足させる最良の方法であると考えられる。

(1-2) 一般競争入札方式以外の調達方法

個別の事情によって、一般競争入札方式が不適切となったときには、JICAの事前の同意をもって、代替方式が使用されうる。代替方式は、次の場合に使用できる。

- 1) 被援助国が、既存の機材のスペアパーツを調達するべく適切な理由を示す場合、
- 2) 被援助国が、既存の契約において提供されている役務の継続性を維持するべく適切な理由を示す場合、
- 3) 資格条件にあったサプライヤーや請負業者の数が極めて限られている場合、
- 4) 調達にかかる金額があまりにも少額なため、入札予定者が関心を持つことに然るべき疑問があり、一般競争入札方式の利点がある実務的煩雑さによって凌駕される場合、あるいは
- 5) 緊急調達が必要な場合。

上記の場合には、一般競争入札の方式に最大限則っていることを条件として、以下の調達方法が適当なものとして適用されうる。

- 1) 指名競争入札
- 2) 随意契約

(2) 契約の形式

契約は、一括請負金額に基づいて締結されるものとする。

(3) 契約の規模

できる限り広い競争を得るため、入札に付される個々の契約は、可能な場合は常に、入札者を引きつけるに十分な大きさであるべきである。一方、もしプロジェクトを技術的、実務的に2ないしそれ以上の数の契約に分割でき、かつ、かかる分割が最も広い競争につながると見なされるならば、プロジェクトはそのように分割されるものとする。

(4) 入札の事前資格審査

大規模または複雑な業務、および例外的ではあるが特注設計の設備及び特殊な役務に対しては、入札案内が能力を有する者に対してだけ行われるよう、入札に先立ち事前資格審査を行うことが勧められる。

事前資格審査は、入札予定者が特定の業務を満足に遂行する能力と資源を有しているかという点に関してのみ行われるべきであり、その際には特に下記が考慮に入れられる。

- 1) 同種の契約についての経験と実績
- 2) 被援助国及び近隣国での経験と過去の実績
- 3) 人材、設備および製作工場にかかる能力
- 4) 財務状況

特定の契約に係る事前資格審査の案内は、下記(5)に記述されているように公告、通知されねばならない。契約の規模および資格要件を明確に記載の上、事前資格審査を受けることを望むすべての者に送付されねばならない。事前資格審査の完了の後、可及的速やかに、入札適格者に対して入札書類が発行されねばならない。指定された基準を満たす入札者のすべてに、入札参加が認められなければならない。

(5) 公告

公告は、すべての入札予定者が、入札について知り、また入札に参加するための公平な機会を持つような方法で行われなければならない。事前資格審査の案内や入札案内は、被援助国で一般に流通している新聞（これに加え存在する場合は被援助国の政府官報）か、近隣国または日本で一般に流通している新聞の内の少なくとも1紙に掲載されなければならない。公告に含まれるべき事項は、

- 1) プロジェクト名、
- 2) プロジェクト概要、
- 3) プロジェクト実施機関名、
- 4) 入札者に要求される資格、
- 5) 入札図書配布の日時、場所（事前資格審査の場合は、事前資格審査書類の配布の日時、場所）、そして
- 6) その他の、入札予定者が応札するかどうかを決めるのに必要な関連する重要な情報である。

(6) 言語

入札案内、入札図書および契約書は、英語、仏語または西語により作成されるものとする。

3 入札図書

(1) 総論

入札図書は、調達されるべき生産物および役務に対し、入札者が有効な応札を準備するために必要な全ての情報を盛り込んでいなければならない。

入札図書は被援助国により作成され、公告の前にJICAに提出されるものとする。一般的には以下が含まれる。

- 1) 入札者心得、
- 2) 入札書式、
- 3) 契約書案、
- 4) 技術仕様書、そして
- 5) 必要な付属書等である。

入札図書は、贈与について以下のように言及するものとする。

「（被援助国名）政府による（交換公文に規定されているプロジェクト名）の実施に寄与するため、日本国政府は（署名の年月日）に署名された交換公文に則り、（被援助国名）政府に対し贈与を行う」

入札図書が有料である場合には、その金額は、合理的な、かつ、作成実費を反映したものとすべきであって、入札予定者が思いとどまるほど高額なものとするべきでない。

（２）入札図書の明確性

入札図書は、競争入札を確保し、奨励するよう記述されるべきである。図書には調達されるべき生産物および役務、入札者に要求される資格、調達適格国、契約の規模、引き渡しおよび／または据付の場所および期日、保険、輸送、保証金、担保、そのほか関連事項が、可能な限り明確に記述されるべきである。

さらに、入札図書は、必要に応じ、検査、規格ならびに調達される生産物および役務と求められている仕様との整合性を判定するための方法を明示すべきである。

図面は、技術仕様書の記述に合致するものとする。

入札図書に係る追加情報、補足説明、誤記の訂正および変更は、いかなるものであれ、入札者が適当な措置をとれるよう、入札日までに十分な時間的余裕を持って、オリジナルの入札図書を求めたすべての者に迅速に通知されるべきである。

（３）入札の価格と通貨

入札図書は、下記の点につき、明確に記述するものとする。

- 1) 入札価格は、入札図書の仕様書の記述に基づき、一括請負金額により、日本円で表示しなければならない。
- 2) 入札金額は不変で最終のものでなければならない。

（４）入札保証金

入札保証金もしくは他の入札に係る保証は、それらが要求される場合、入札予定者を思いとどまらせるほど、高額なものとするべきではない。

入札保証金もしくは他の保証は、アワード後、可及的速やかに、落札できなかった入札者に返却されるべきである。

(5) 入札評価の方法

入札図書は、入札評価の方法を明記するものとする。以下の記述を含むこと。

「入札図書に規定されている条件や仕様に合致し、最低価格で応札した入札者が落札者となる」

入札がいくつかのパッケージに分割されている場合には、以下の記述を含むこと。

「入札評価はパッケージごとに別々に行われるなければならない」

(6) 契約条件

入札図書は受取国と契約業者の権利および義務等の契約条件を明確に規定するものとする。

(6-1) 支払条件

契約条件には、支払条件を記載するものとする。一般的には、支払条件は次のとおりとする。

- 1) 下記2) で述べられているもの以外の生産物供給契約の場合は、生産物に対する支払は、契約された生産物の船積の完了をもってなされる。
- 2) 建設のための複雑な業務、船舶建造、あるいは注文生産品に係る契約の場合は、妥当な額の前払い金の支払または / もしくは中間払いを行うことができる。

(6-2) 保証

契約条件には、保証が必要とされる場合、保証の開始時期および保証期間を明示するものとする。

(6-3) 履行保証金

契約業者は、履行保証金もしくは保証を要求される場合がある。このような履行保証金または保証は、合理的な金額でなければならず、資機材船積みもしくは契約上の役務完了後、可及的速やかに返却されねばならない。

(6-4) 不可抗力

契約条件には、契約業者の契約義務の不履行は、もしかかる不履行が不可抗力の結果である場合には、債務不履行とはみなされない旨を述べた条項を含むものとする。不可抗力の範囲は、契約条件の中で定義されるもの

とする。

(6 - 5) 紛争の解決

契約条件には、紛争の解決を扱う規定を含むものとする。この規定は、国際商工会議所によって作成された「調停と仲裁の規則」を基本としていることが望ましい。

(7) 仕様書

(7 - 1) 明確性

仕様書は、生産物と役務ならびに引き渡しまたは据付の場所を、できる限り明瞭かつ正確に記載するものとする。

図面は、仕様書の記述に合致するものとする。合致していないばあいは（文章による）記述が優先する。

仕様書は、入札の評価を行う際に考慮されるべき主要要素または基準を特定するものとする。仕様書は、できる限り広い競争を確保し奨励するように作成されるものとする。

(7 - 2) 商標

技術仕様は、関連する特性と要求される性能とに基づくものとする。

商標名、カタログ番号もしくはこれらに類する分類に言及することは、特定のスペアパーツの調達の場合以外は、避けること。

(7 - 3) 規格

仕様が、生産物が工業規格に合致することを要求する場合は、入札図書における仕様には、日本工業規格（JIS）もしくはJISと同等かそれ以上の品質を保証する国際的に認められた規格に合致する生産物もまた受け入れ可能である旨、明記するものとする。

4 開札、入札評価及びアワード

(1) 応札準備期間

入札の準備および提出のために認められる期間は、プロジェクトの状況、契約の大きさ、複雑さを十分考慮して決定されるべきである。一般的には、入札予定者にとって図書の入手が可能となった日から入札まで少なくとも30日の猶予が設けられるべきである。

(2) 開札手続

入札の最終受付日時と場所および開札の日時と場所は、入札案内時に通報されるものとする。すべての入札は、定められた日時および場所で、入札者もしくはその代理人の立ち会いのもとで開札されるものとする。開札時に、各入札者の名前およびそれぞれの入札額が、口頭で読み上げられ、記録されるものとする。

(3) 入札の補足説明と変更

いかなる入札者も、開札の後には入札の変更を許されるべきではない。入札を実質的に変更しない補足説明については、受け入れられる場合がある。被援助国は、いかなる入札者に対しても提出済みの入札にかかる補足説明を求めることができるが、入札の実質的内容や価格の変更は求められない。

(4) 手続の非公開

公開の場での開札後、アワードが発出されるまでは、入札の審査、補足説明および評価ならびにアワードにかかる推薦に関係したいかなる情報も、入札者や公式にこれらの手続に関係していない他の者に対して、公開されるべきではない。

(5) 入札審査

開札に続き、() 計算上の重大な誤りがないか、() 入札が入札書類に実質的に合致しているか、() 要求されている証明書が添付されているか、() 要求されている保証をともなっているか、() 書類が正当に署名されているか、() 入札が入札図書の指示に合致しているかどうか、について確認されるべきである。もし、入札が実質的に仕様に合致していない場合、あるいは容認できない留保が含まれている場合、あるいはそのほか入札図書に実質的に応じていない場合、その入札は失格とされるべきである。この審査の後に、それぞれの応札を評価し、比較を行うべく、技術的解析がなされるべきである。

(6) 入札評価

入札評価は、入札図書に記述されている条件にしたがって行われなければならない。技術仕様に実質的に合致しており、かつ入札図書の他の規定に準じている入札は、提出された価格のみに基づいて判定されねばならず、

最低価格を提示した入札者が落札者とされねばならない。

(7) 評価報告書

落札または失格の理由を明らかにした詳細な入札評価報告書が、被援助国によって作成されなければならない。同評価報告書はアワード前にJICAへ提出されるものとする。

(8) 入札の失格

最低の入札価格が予定価格を上回った場合を除き、同一の仕様で、再入札においてより低い価格を得るためだけに、いかなる入札も失格とされるべきでなく、また再入札も行われるべきではない。いかなる入札の失格も、入札が入札図書に合致していない場合のみ、正当化され得る。

すべての入札が失格とされた場合は、被援助国は失格となった理由を審査し、当初の入札案内にて要求されている仕様の修正を検討すべきである。

(9) アワード

アワードは、定められた入札の有効期限内に、入札図書に規定されている条件と仕様に合致した入札者で、最低価格を提示した入札者に対して行われなければならない。

いかなる入札者も、アワードの条件として、入札図書に規定されていない責任を負うことや、役務を行うことを要求されてはならない。

5 契約および認証

(1) 総論

被援助国はE/Nに則り、本邦契約業者と契約を結ぶ。このようにして交わされた契約は、日本国政府による認証後にのみ発効する。2通の同一内容文書で作成された契約書は、被援助国政府により審査のためにコンサルタントもしくは契約業者を通じてJICAに提出される。この認証前の過程を通じ、JICAは、契約が贈与による資金供与に適格であることを確認する。JICAによる認証前審査後、日本国政府はE/Nに則り契約を認証する。

(2) E/Nへの言及

契約は、E/Nについて次のように言及することとする。「日本国政府は(プロジェクト名)に関し、両国政府間で(日、月、年)に署名されたE/Nに則り(被援助国名)政府に贈与を実施する。」

(3) 業務内容

契約には、贈与によって調達される生産物および役務が明記されねばならない。契約が、E / Nに含まれていない生産物あるいは役務を含む場合には、かかる契約は日本政府によって認証されない。

(4) 履行期間

契約は、業務の履行期間を明確に規定していなければならない。この期間は、E / N（あるいは期間延長を目的として交換された口上書）に規定された贈与の有効期間を越えてはならない。

(5) 契約価格

契約価格の総額は、E / Nに規定されている贈与の金額を越えてはならない。契約価格は、文字及び数字を用いて日本円で正確に、かつ誤りなく表示されなければならない。文字による価格と数字のそれに差異のある場合には、文字による価格が正当とみなされる。

(6) 契約の認証

契約は、E / Nの規定に則り日本国政府の認証後にのみ発効する旨明記しなければならない。契約の認証に先立ち、JICAは、契約が贈与による資金供与に適格であるかどうかを確認する。

(7) 支払方法

契約には、E / Nに則り、「支払いは被援助国あるいはその指定する機関によって発行された支払い授權書（A / P）を受けて、日本の銀行を通じて日本円で行われる」旨述べた条項がなければならない。支払いは、日本国政府の定める規準により行われる。

(8) 被援助国の責任と義務

契約は、E / Nに則り、被援助国の責任と義務を明記していなければならない。

(9) 修正

契約に修正が必要な場合には、認証日と認証番号により同定される、その

時点で効力を持つ契約についての修正契約の形で行わなければならない。修正契約は次の点を明記していなければならない。

- 1) 修正される条項を除いたすべての条項は変わらないこと。
- 2) 修正契約は、日本国政府の認証後にのみ発効すること。